

平成28年1月14日

株主 各位

近江鉄道株式会社  
代表取締役 喜多村 樹美男

西武鉄道株式会社による当社株主に対する株式等売渡請求にかかる承認について

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主（当社の総株主の議決権の90%以上を有する株主）である西武鉄道株式会社（以下「西武鉄道」または「特別支配株主」といいます。）から、その他の当社の株主（当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、同条項に基づき、その保有する当社の株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を西武鉄道に売り渡すことの請求（以下「本売渡請求」といいます。）をする旨の通知を受けました。

これを受け、当社は、平成27年12月18日開催の取締役会において、本売渡請求を承認することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の株主名簿に記載または記録された本売渡株主さまには、株主名簿の記載または記録に従い、手続きに関するご案内を発送いたしましたので、そちらをご参照くださいますようお願いいたします。

お手元にご案内の届かない本売渡株主さまは、お手数ですが、以下の当社の窓口までお問い合わせください。

近江鉄道株式会社 管理部総務課（株式担当）  
〒522-8503 滋賀県彦根市古沢町181番地  
TEL 0120-23-8103  
平日8:30から17:30（土日祝日は休業）

1. 特別支配株主の氏名または名称および本店所在地

名 称 西武鉄道株式会社  
本店所在地 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

2. 本売渡請求により本売渡株主さまに対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額およびその割当てに関する事項

西武鉄道は、本売渡株主さまに対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき2,793円の割合をもって金銭を割当て交付いたします。

3. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

平成28年2月29日

4. その他の取引条件

本売渡対価は、平成28年3月31日までに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された本売渡株主さまが当社に通知した場所および方法にて交付されます。ただし、当該場所および方法による交付ができなかった場合は、西武鉄道が指定した場所および方法により交付されます。

西武鉄道は、会社法第219条第2項第2号に基づき、特に西武鉄道が例外と認めた場合を除き、株券の提出があるまで、当該株券にかかる本売渡対価の支払いを拒むものとします。

以 上